7　競争参加資格の有効期間
　特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
　ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部
　イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
　http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html
9　資格審査結果の通知
　資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、国立アイヌ民族博物館新営17機械設備工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。
⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局開発監理部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。
⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。
　ア　北海道開発局事業振興部工事管理課
　イ　北海道開発局営繕部営繕管理課

競争参加者の資格に関する公示

岡山地方法務局設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成29年10月６日
中国地方整備局長　川﨑　茂信
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
1　業務概要
⑴　業務名　岡山地方法務局設計業務
⑵　業務内容　本業務は、新築建物の建築及び建築設備の基本設計・実施設計・積算、既存庁舎（法務局）の建築及び建築設備改修の実施設計・積算、既存施設取り壊しの実施設計・積算を行うものである。
⑶　履行期限　平成31年２月28日
2　申請の時期
　平成29年10月６日から平成29年10月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
　なお、平成29年10月16日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成29年10月６日から中国地方整備局総務部契約課において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法
　申請者は、申請書に岡山地方法務局設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語
　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑸までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ
　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
　①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　②　中国地方整備局における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
　③　参加表明書提出期限から見積もり合わせ日までの期間に中国地方整備局長から指名停止の措置を受けてないこと。
　④　平成28年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
　⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
　⑥　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑵　業務形態
　①　構成員の分担業務が、業務の内容により、岡山地方法務局設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
　②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、岡山地方法務局設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件
　構成員において決定された代表者が、岡山地方法務局設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書
　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
　「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「岡山地方法務局設計業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型（簡易公募型）プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成29年10月６日付け支出負担行為担当官中国地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

東九州道（大崎～鹿屋）細山田橋上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成29年10月６日
九州地方整備局長　増田　博行
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
1　工事名
　東九州道（大崎～鹿屋）細山田橋上部工工事
2　工事場所　鹿児島県鹿屋市串良町細山田地先
3　工事内容
　構造形式：ＰＣ６径間連続ラーメン箱桁橋
　延　　長：Ｌ＝430.0m
　架設工法：片持ち架設工法
4　予定工期
　契約締結の翌日から平成32年２月28日まで
5　申請の時期
　平成29年10月６日から平成29年11月８日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
　なお、平成29年11月８日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。